

野田市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に関する 要項

（目的）

第1条 この要項は、野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
条例（令和7年野田市条例第17号）（以下「市基準」という。）及び乳児
等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和7年3月31日こ
成保第257号）こども家庭庁作成の「こども誰でも通園制度の実施に関す
る手引」に基づき野田市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以
下「事業」という。）を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、
こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、
多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを
目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は野田市とし、学校法人加藤学園及び学校法人三星学
園（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

（実施場所）

第3条 事業は、次の施設（以下「実施施設」という。）において実施する。

名称	位置
thanka幼稚園のだほくぶ	野田市蕃昌336番地7
みくろす（やなぎさわ幼稚園・保育園）	野田市柳沢83番地

（対象こども）

第4条 事業の対象となるこども（以下「対象こども」という。）は、次に掲
げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規
定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、市長
が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 保育所、認定こども園若しくは地域型保育事業所（認可外保育施設を除

く。)又は企業主導型保育事業所に通っていない生後6月から満3歳未満までの未就園児であること。

(事業における遵守事項)

第5条 事業は、次に掲げる事項を遵守して実施する。

- (1) 設備基準の内容は、市基準第22条及び第26条に規定する基準を遵守する。
- (2) 職員の配置は、市基準第23条及び第26条に規定する基準を遵守する。
- (3) 乳児等通園支援の内容は、市基準第24条(第27条において準用する場合を含む。)に規定する基準を遵守する。

(利用定員)

第6条 実施施設ごとの利用定員は、原則として1日につき8人とする。

(実施時間等)

第7条 事業の実施時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該実施時間又は休日を変更することができる。

- (1) 実施時間 午前9時から午後2時まで(対象こども一人当たり一月につき10時間を上限とする。)
- (2) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日

(利用の登録等)

第8条 事業を利用しようとする対象こどもの保護者は、あらかじめ野田市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する登録及び利用券交付申請書を市長に提出し、登録及び利用券の交付を受けなければならない。ただし、令和6年度における野田市こども誰でも通園制度試行的事業の実施に関する要項に基づく登録を受けた者であるとき又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、利用の登録をするとともに、申請者に野田市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)利用券を交付する。

(利用の申請及び決定)

第9条 事業を利用しようとする対象こどもの保護者は、当該利用しようする実施施設の事業者は、当該実施施設の事業者が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 事業者は、前項の書類を受理したときは、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第10条 事業者は、職員配置、実施施設の機能等の正当な理由により対象こどもの利用が困難であると認めるときは、当該対象こどもの利用を拒むことができる。

(利用料等)

第11条 事業を利用した対象こどもの保護者（以下「利用者」という。）は、利用料及び食事代等の実費を当該利用した実施施設の事業者に納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、対象こども一人につき1時間当たり300円の範囲内において、実施施設ごとに事業者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、利用料の額をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(実績報告)

第12条 事業者は、4月から9月までの事業の実績は10月末までに、10月から3月までの事業の実績は4月末までに、野田市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実績報告書により市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和7年2月20日から施行する。